

給水装置工事自主検査報告書

提出日 / /

給水装置設置場所

自主検査日

申 請 者

お客さま番号

調定番号

工事事業者

主任技術者

取り出し位置

写真 チェック

- 正しく路面復旧されていること。
- 他の取付口から30cm以上はなれていること。
- 穿孔部分にはコア等が施されていること。
- 分水栓が全開であること。

弁栓類

- スピンドルがボックス内の適正な位置にあり操作に支障がないこと。
- 基準の深さに設置されており、スピンドルが埋没していないこと。
- 道路境界から1メートル程度に設置されていること。
- オフセットが正しく測定されていること。
- 仕切弁・止水栓が全開状態であること。

メーターボックス関連

- 水道メーターは所定の位置に設置され、逆付け、片寄りがなく水平であること。
- 水道メーターは適切な深さに設置され、検針、取替に支障がないこと。
- 水道メーターのストレーナー等に異物による目詰まりがないこと。
- ボール式伸縮止水栓（逆止弁付）は適切な位置に設置され、傾きがなく操作に支障がないこと。
- ボール式伸縮止水栓（逆止弁付）のメーカーを確認し記載する事。（メーカー名： ）
- 水道メーターBOXのオフセットが正しく測定されていること。
- 水道メーターBOXの沈下、とびだし、傾きがないこと。

配管・給水器具

- 延長、給水用具等の位置および栓数が竣工図面と整合していること。
- 性能基準適合品の使用及び、適切な接合が行われていること。
- 床下点検口が設置され、ヘッダーが確認できること。（点検口無しの場合は誓約書を提出）
- 給水器具、装置に逆流防止の措置を講ずること。
- 埋設配管において所定の深さが確保されていること。
- 水の汚染、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。
- クロスコネクションがなされていないこと。（井戸水等の配管を切り離した場合には当該部の写真提出）
- 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 3階直圧給水において、3階への立上り管がΦ25以上であり、最上部に空気弁が設置されていること。
- 3階直圧給水において、3階への立上り管が単独である場合、分岐部に止水栓が設置されていること。
- 集合住宅等の場合、各戸とメーターの整合性を確認すること。
- 水路等の添架配管について管理者の許可を得ていること。

水圧通水試験・水質確認

- 充水後、既定まで加圧し1分間以上保持した後水圧低下の有無を確認すること。

第1止水栓からメータ一直結止水栓 (0.75MPa)

メーター以後から屋内・新築または改造部分のみの場合 (1.75MPa)

改造で既設配管を含む場合の試験水圧については局と協議すること。

(現地常圧 MPa) (実施試験水圧 MPa)

- 通水後、各給水用具等から放流し水道メーターを経由している事を確認すること。

- 味、色、濁り、臭い、に異常がないことを確認すること。

- 残留塩素濃度が0.1mg/L以上であることを確認すること。 (現地計測値 mg/L)

受水槽

- 受水槽の越流面等と吐水口の位置関係が基準通りであること。

- オーバーフロー管・通気管の管端部に防虫網が付いていること。

- 満減水警報装置、防波板の設置が適切であること。

- 受水槽の設置位置・容量等において、竣工届と整合がとれていること。

- 定水位弁・減圧弁等がある場合、その設置状況が適切であること。

- 保守点検等が容易に行え、六面点検が可能な位置に設置されていること。

その他

- お客様番号を表記した水道標識が、門戸の見やすい位置とメタボックス内に貼付されていること。

- 別途、局担当者より指示があった写真について提出すること。

給水装置工事自主検査報告書

提出日 2024/4/2

給水装置設置場所	徳島市幸町2丁目5番地	自主検査日	2024/4/1
申請者	水道 太郎	お客様番号	102595
工事事業者	(株)徳島水道設備	主任技術者	給水 工事

取り出し位置

写真 チェック

- 正しく路面復旧されていること。
- 他の取付口から30cm以上はなれています。
- 穿孔部分にはコア等が施されていること。
- 分水栓が全開であること。

弁栓類

- スピンドルがボックス内の適正な位置にあり操作に支障がないこと。
- 基準の深さに設置されており、スピンドルが埋没していないこと。
- 道路境界から1メートル程度に設置されていること。
- オフセットが正しく測定されていること。
- 仕切弁・止水栓が全開状態であること。

メーターボックス関連

- 水道メーターは所定の位置に設置され、逆付け、片寄りがなく水平であること。
- 水道メーターは適切な深さに設置され、検針、取替に支障がないこと。
- 水道メーターのストレーナー等に異物による目詰まりがないこと。
- ボール式伸縮止水栓（逆止弁付）は適切な位置に設置され、傾きがなく操作に支障がないこと。
- ボール式伸縮止水栓（逆止弁付）のメーカーを確認し記載する。 (メーカー名:)
- 水道メーターBOXのオフセットが正しく測定されていること。
- 水道メーターBOXの沈下、とびだし、傾きがないこと。

配管・給水器具

- 延長、給水用具等の位置および栓数が竣工図面と整合していること。
- 性能基準適合品の使用及び、適切な接合が行われていること。
- 床下点検口が設置され、ヘッダーが確認できること。（点検口無しの場合は誓約書を提出）
- 給水器具、装置に逆流防止の措置を講ずること。
- 埋設配管において所定の深さが確保されていること。
- 水の汚染、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。
- クロスコネクションがなされていないこと。（井戸戸等の配管を切り離した場合には当該部の写真提出）
- 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 3階直圧給水において、3階への立上り管がΦ25以上であり、最上部に空気弁が設置されていること。
- 3階直圧給水において、3階への立上り管が単独である場合、分岐部に止水栓が設置されていること。
- 集合住宅等の場合、各戸とメーターの整合性を確認すること。
- 水路等の添架配管について管理者の許可を得ていること。

写真凡例



水圧通水試験・水質確認

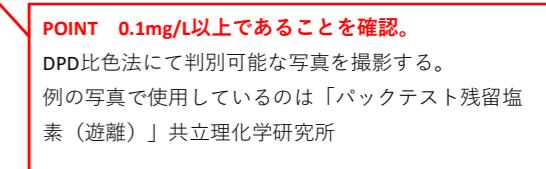
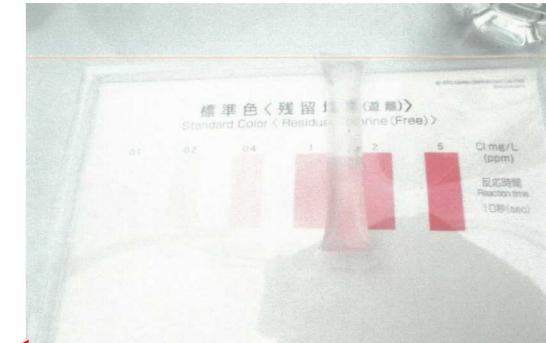
- 充水後、既定まで加圧し1分間以上保持した後水圧低下の有無を確認すること。
第1止水栓からメーター直結止水栓（0.75MPa）
メーター以後から屋内・新築または改造部分のみの場合（1.75MPa）
改造で既設配管を含む場合の試験水圧については局と協議すること。
（現地常圧 MPa） （実施試験水圧 MPa）
- 通水後、各給水用具等から放流し水道メーターを経由している事を確認すること。
- 味、色、濁り、臭い、に異常がないことを確認すること。
- 残留塩素濃度が0.1mg/L以上であることを確認すること。（現地計測値 mg/L）

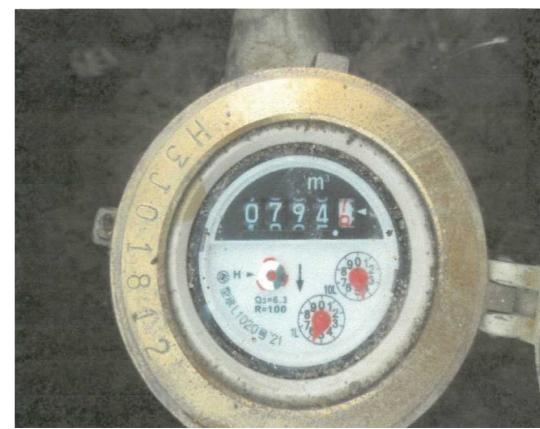
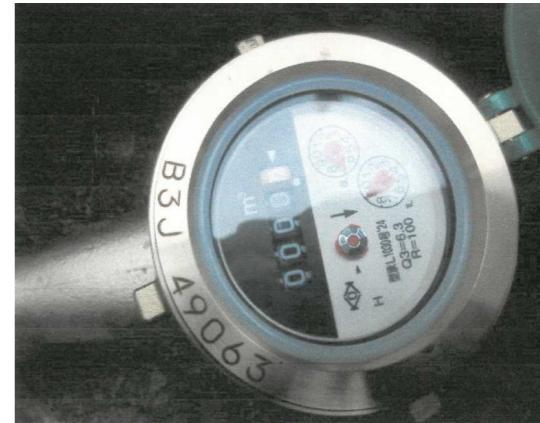
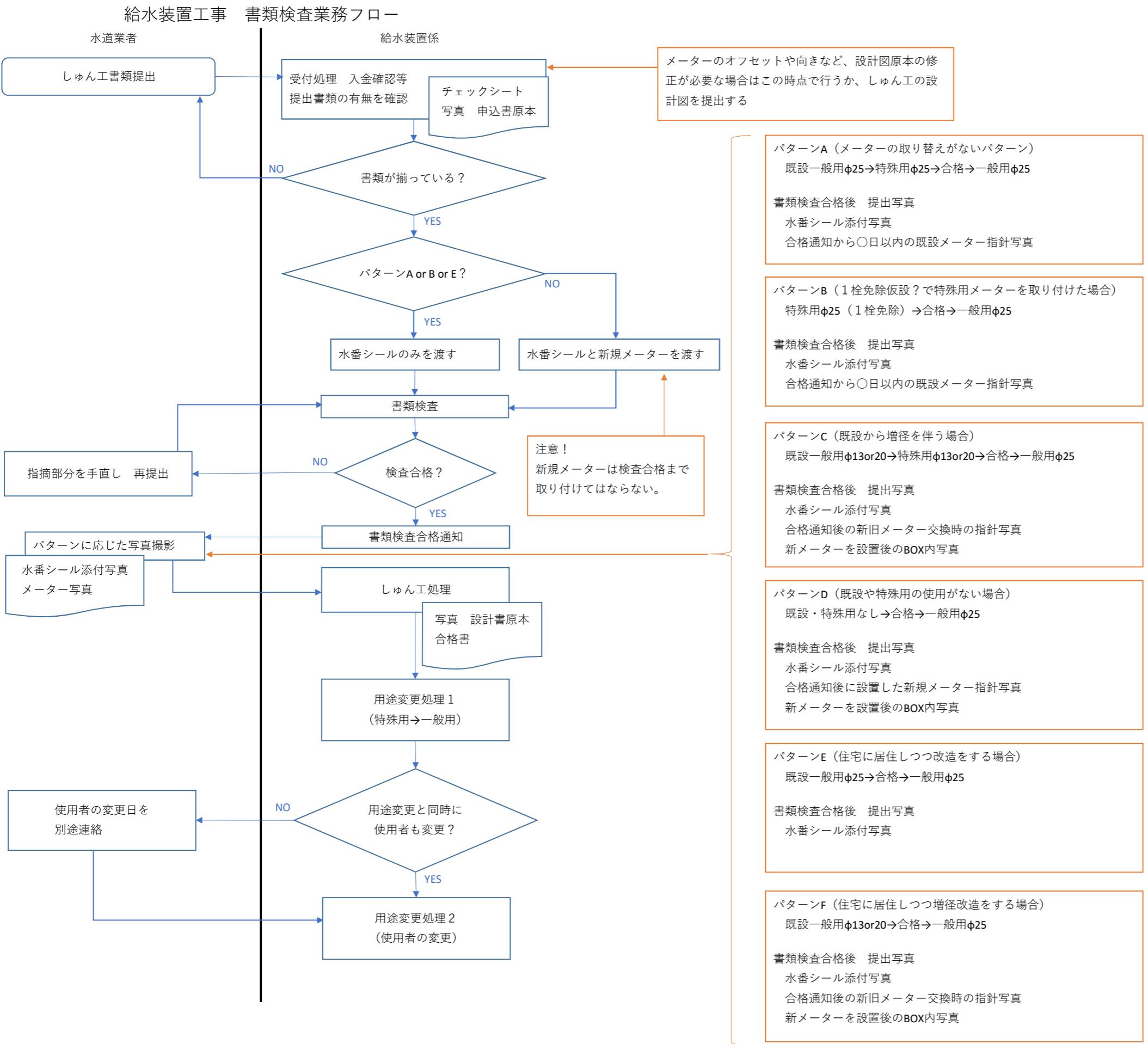
受水槽

- 受水槽の越流面等と吐水口の位置関係が基準通りであること。
- オーバーフロー管・通気管の管端部に防虫網が付いていること。
- 満減水警報装置、防波板の設置が適切であること。
- 受水槽の設置位置・容量等において、竣工図と整合がとれていること。
- 定水位弁・減圧弁等がある場合、その設置状況が適切であること。
- 保守点検等が容易に行え、六面点検が可能な位置に設置されていること。

その他

- お客様が表記した水道標識が、門戸の見やすい位置とメーターボックス内に貼付されていること。
- 別途、局担当者より指示があった写真について提出すること。





POINT
メーター写真は、指示数とメーター番号がはっきりとわかる
ように撮影する。

また、新メータ設置後のBOX内写真はメーター逆付けがない
ことを確認するため、蓋を開けて撮影する。